

軽自動車税（種別割）の課税免除

(申請事由：身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等)

1 対象車両

納税義務者が、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方などが、所有し使用する軽自動車等
※対象となる車両は、使用の本拠の位置（定置場）が名古屋市内のものに限ります。

※一定の要件については、別紙を参照してください。

2 オンライン申請で必要なもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・本人確認書類※（運転免許証の両面、マイナンバーカードの表面など）
※納税義務者以外の方が申請する場合は、申請者に加えて納税義務者の方の本人確認書類も必要です。
- ・生計同一証明書（納税義務者と手帳を所有する方の住民登録地が異なる場合に必要です。)

3 オンライン申請の流れ

- ① 専用フォームにアクセスし、必要な情報を入力・送信する
- ② 入力内容確認メールが届く（入力内容について、納税義務者等へ電話確認を行う場合があります。）
- ③ 手続き完了の通知メールが届く

4 専用フォームにおける入力の流れ

画面遷移に従って入力を行います。

なお、以下に示す入力情報は、一例です。

(補足) オブジェクトの意味



画面遷移



条件表示



ファイル添付

【手順1】 専用フォームへアクセス

本市公式ウェブサイト（ページID:179608）のバナーを押下する または 下の二次元コードをスマートフォンで読み込んで専用フォームにアクセスしてください。

●本市公式ウェブサイト（ページID:179608）の抜粋**届出方法****オンラインで届出を行う場合**

オンラインで届出を行う場合は、以下の「課税免除の届出」から入力フォーム（外部リンク）へアクセスし手続きを行ってください。

添付書類が必要な車両については、フォーム上で画像の添付を行ってください。



バナーを押下すると
専用フォームに
遷移します。

●二次元コード

[手順2] ログイン及び利用規約の確認

「新規登録またはログインして申請」を選択し、ログインします。

確認メール等は、ログイン時に入力したメールアドレスに送信されるので、入力したメールアドレスを忘れないようにしてください。

なお、LINEでログインした場合は、LINEアカウントの登録に用いたメールアドレスに通知メール等が送信されます。

課税免除について

詳細については、[本市ウェブサイト](#) を参照してください。

対象車両

- 身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等（1人1台に限ります。）
- 専ら身体障害者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等
- 地域防災又は地域防犯のために専らその用に供する軽自動車等

申請に必要なもの

- 本人確認書類（納税義務者以外の方が申請する場合は、申請者に加えて納税義務者の方の本人確認書類も必要です。）
- 生計同一証明書（納税義務者と手帳を所有する方の住民登録地が異なる場合に必要です。）
- 車両を確認するための資料（車両の種類により必要な資料は異なります。詳細については、[本市ウェブサイト](#) を参照してください。）

費用

手続きは無料です。

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

Graffer

スマート申請

名古屋市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[名古屋市のサービスにQビズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

株式会社グラファァーが運営しています。

課税免除について

詳細については、[本市ウェブサイト](#) を参照してください。

対象車両

- 身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等（1人1台に限ります。）
- 専ら身体障害者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等
- 地域防災又は地域防犯のために専らその用に供する軽自動車等

申請に必要なもの

- 本人確認書類（納税義務者以外の方が申請する場合は、申請者に加えて納税義務者の方の本人確認書類も必要です。）
- 生計同一証明書（納税義務者と手帳を所有する方の住民登録地が異なる場合に必要です。）
- 車両を確認するための資料（車両の種類により必要な資料は異なります。詳細については、[本市ウェブサイト](#) を参照してください。）

費用

手続きは無料です。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☒ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

●利用規約について

利用規約に同意した上で、チェックしてください。

●ログイン方法について

システム提供元のQAを参照してください。
右記の二次元コードから株式会社グラファァーのサイトにアクセスすることができます。



2

[手順3] 届出者（入力を行う方）情報の入力

入力フォーム

申請者の情報

名前 必須

名古屋 太郎

生年月日（西暦） 必須

1948 年 11 月 3 日

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

0523249803

一時保存して、次へ進む

申請の概要等の確認に戻る

入力フォーム

申請者の住民登録地の確認

申請者（届出者）の郵便番号 必須

4608626

郵便番号から住所を入力

「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所（都道府県・市区町村・町名） 必須

町名以降の住所については、次の欄へ入力してください。

愛知県名古屋市中区正木三丁目

自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

住所（番地・号） 必須

5番33号

住所（マンション名・部屋番号） 任意

金山市税マンション 808号室

（次のページへ）

●住所の入力について

自動入力機能により郵便番号から町名等までは反映されますが、「～丁目～番地」については、自身で入力します。

マンションにお住まいの場合は、**マンション名・部屋番号の入力を忘れないよう**ご注意ください。

●添付方法について

あらかじめ端末に保存された画像を添付します。

また、スマートフォンで入力する場合は、フォーム内でカメラアプリを立ち上げて撮影した画像を添付することもできます。

申請者（届出者）の運転免許証（表面） 必須

ファイルを選択...

写真ライブラリ 必須

写真を撮る 必須

ファイルを選択

添付

申請者（届出者）の本人確認書類を添付してください 必須

運転免許証の場合は「両面」、公的な機関が発行する証明書で写真ありの場合は1点、写真なしの場合は2点添付が必要です。

※添付できるファイル容量上限は、5 Mbです。

☐ 運転免許証

☒ 公的な機関が発行する証明書（写真あり）

☐ 公的な機関が発行する証明書（写真なし）

申請者の本人確認書類（写真あり） 必須

例）マイナンバーカード、パスポート、在留カード等

↑ ファイルを選択...

image.jpg

業務の有無 必須

個人として届出を行う場合は「個人による届出」を選択し次の項目へ進んでください。個人ではなく仕事として届出を行う場合は、「業務による届出」を選択し必要項目を入力してください。

☒ 個人による届出

☐ 業務による届出（法人・業者の業務）

一時保存して、次へ進む

戻る

●仕事として手続きを行う方へ

「業務による届出（法人・業者の業務）」を選択し、法人・業者の情報を入力します。

業務の有無 必須

個人として届出を行う場合は「個人による届出」を選択し次の項目へ進んでください。個人ではなく仕事として届出を行う場合は、「業務による届出」を選択し必要項目を入力してください。

☐ 個人による届出

☒ 業務による届出（法人・業者の業務）

法人名称・屋号 必須

名古屋市政府モータース

所在地の郵便番号 必須

所在地の郵便番号をハイフンなしの半角7桁で入力してください。

4608508

郵便番号から住所を入力

「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

所在地（都道府県・市区町村・町名） 必須

所在地を入力してください。ビル名、部屋番号が必要な場合は、あわせて入力してください。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目

自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

所在地（番地・号） 必須

1番1号

所在地（建物名・部屋番号） 任意

名古屋市政府モータービル 1階

一時保存して、次へ進む

戻る

[手順4] 確認事項

[手順5] 届出理由の入力

入力フォーム

確認事項

確認 必須

このフォームは、名古屋市市税減免条例第9条第1項の規定に基づく軽自動車税（種別割）の課税免除事由について届出を行うものです。

※届出対象となる車両は、名古屋市中で課税している車両に限ります。

※課税免除に該当する場合は、全額免除されます。

☒ 確認しました。

確認 必須

届出内容の修正等が必要な場合は、受付担当課より連絡します。

2週間以上連絡が取れない場合や修正されなかった場合は、届出を却下させていただきます。

☒ 確認しました。

確認 必須

届出を行った場合でも要件を満たさない場合は課税免除の扱いとなりません。審査結果については、届出から1か月程度でお知らせします。

☒ 確認しました。

一時保存して、次へ進む

[< 戻る](#)

入力フォーム

届出を行う事由について

届出事由 必須

選択すると、概要が選択肢の下に表示されます。

☐ 身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等（1人1台に限ります。）

☐ 専ら身体障害者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等（例：車いす移動車）

☐ 地域防災または地域防犯のために専らその用に供する軽自動車等（例：消防用車両、地域防犯車両）

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

[< 戻る](#)

車両の種別 必須

☒ 軽自動車

☐ 二輪の小型自動車

☐ 特定小型原動機付自転車

☐ 原動機付自転車

☐ 小型特殊自動車

ナンバープレートの番号 必須

以下の入力例を参考に、全角英数字で入力してください。

【入力例】

- 原動機付自転車 「名古屋市ん7584」
- 二輪の小型自動車 「1名古屋ん7584」
- 軽自動車（二輪） 「名古屋Cん7584」
- 軽自動車（二輪以外） 「名古屋580ん7584」

なお、標識番号内に「・」及び「-」を含む場合は、入力不要です。

「名古屋580ん・7-58」は、「名古屋580ん758」と入力してください

名古屋580ん758 ☒

納税義務者 必須

※【納税義務者】について
原則、【所有者】が、納税義務者となります。

☒ 申請者（届出者）と同じ

☐ 申請者（届出者）と異なる

主たる定置場 必須

主たる定置場（使用の本拠の位置）は、車両を普段駐車する場所です。納税義務者の住所と異なる場合は、定置場の住所を入力してください。なお、名古屋市内を定置場とする場合、管轄する自治体で手続きを行ってください。

☒ 納税義務者の住所（または所在地）と同じ

☐ その他

確認 車両の乗り換え 必須

すでに課税免除の対象となっている車両を手放し（または手放す予定があり）、新しい車両について課税免除の届出を行う場合は、「乗り換えが発生」を選択してください。

なお、1人1台の制限があるため手放した車両は課税免除の対象とはなりません。

※新規に届出を行う場合は、「新規の届出」を選択してください。

☐ 乗り換えが発生

☒ 新規の届出

一時保存して、次へ進む

[< 戻る](#)

●納税義務者

納税義務者が申請者と異なる場合は、**納税義務者の同意の確認として納税義務者の本人確認書類の添付が必要**になります。

納税義務者 必須

※【納税義務者】について
原則、【所有者】が、納税義務者となります。
ただし、所有形態「所有権留保（ローン購入）」の場合は、【使用者】が納税義務者となります。

☐ 申請者（届出者）と同じ

☒ 申請者（届出者）と異なる

納税義務者の氏名・名称 必須

名古屋花子 ☒

納税義務者の郵便番号 必須

4608626 ☒ （以下、省略）

●主たる定置場について

主たる定置場 必須

主たる定置場（使用の本拠の位置）は、車両を普段駐車する場所です。納税義務者の住所と異なる場合は、定置場の住所を入力してください。なお、名古屋市内を定置場とする場合、管轄する自治体で手続きを行ってください。

☐ 納税義務者の住所（または所在地）と同じ

☒ その他

その他（区を選択してください） 必須

中区 ☒

その他（区以降の住所） 必須

三の丸三丁目1番1号 ☒

その他（マンション名・部屋番号） 任意

マルハチマンション 808号室 ☒

納税義務者の住民登録地（法人の場合は所在地）以外を主たる定置場として登録した場合は、「その他」を選択した上で、その定置場の住所を入力します。

入力は、「区」をプルダウンリストから選択した後、区以降の住所を入力してください。

※「主たる定置場」とは、車両を運行しない時に主に駐車している場所のことです。

[手順6] 情報（障害の等級）の入力

所有している手帳の種類および障害の等級を選択してください。

入力フォーム

身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等

交付されている手帳 必須

☒ 身体障害者手帳

☐ 戦傷病者手帳

☐ 愛護手帳（療育手帳）

☐ 精神障害者保健福祉手帳

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力フォーム

☒ 19歳未満の生計を一にする者

生計を一にする者の氏名と住所を入力してください。

生計を一にする者の氏名（身体） 必須

愛知 花子

生計を一にする者の住所（身体） 必須

☐ 納税義務者に同じ

☒ 異なる

生計を一にする者の郵便番号 必須

4608501

郵便番号から住所を入力

「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所（都道府県・市区町村・町名） 必須

町名以降の住所については、次の欄へ入力してください。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目

自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

住所（番地・号） 必須

1 番 2 号

住所（マンション名・部屋番号） 任意

シティースサイド愛知 309号室

生計同一証明書 任意

生計同一証明書（発行から3か月以内のもの）がお手元にある場合は、画像データを添付してください。

ファイルを選択...

入力フォーム

身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等

身体障害者手帳を交付されている方は、どなたですか。 必須

☒ 納税義務者

☐ 19歳未満の生計を一にする者

該当する障害を選択してください。 必須

☐ 視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害

☐ 上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由

☐ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢・移動機能）

☒ 心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害

☐ ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸の機能障害

☐ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓の機能障害

心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害 必須

障害名は一致するものの等級が当てはまらない場合は、「上記に該当しない」を選択してください。

☒ 心臓機能障害（1級、3級及び4級）

☐ 腎臓機能障害（1級、3級及び4級）

☐ 呼吸器機能障害（1級、3級及び4級）

☐ 上記に該当しない

一時保存して、次へ進む

< 戻る

●生計同一証明書

納税義務者と手帳を所有する方の住民登録地が異なる場合、生計を一にしていることの確認を行います。

生計同一証明書がお手元にある場合は、画像データを添付してください。

●障害の程度（級）について

本人の欄

本籍

現住所	転入年月日	転出年月日
名古屋市中区正木三丁目5番33号		

障害名

心臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの（1級）

障害名に記載された等級を選択してください。

身体障害者手帳

名古屋市 第 758411104 号

身体障害者等級表による級別 1 級

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種減額

令和 7年 5月 8日交付

氏名 名古屋 太郎

生年月日 昭和23年11月3日生

名古屋市

手帳に記載されている障害の等級を選択してください。

ただし、**身体障害者手帳については、障害名に記載されている級（下図の矢印）を選択してください。**（写真のページに記載されている「身体障害者等級表による級別」ではありませんのでご注意ください。）

[手順7] 最終確認

入力内容の確認を行いデータを送信すると、申請完了画面に遷移します。

申請内容の確認

申請者（届出者）の情報

申請者の種別 必須

個人 編集

名前 必須

名古屋 太郎 編集

生年月日（西暦） 必須

1948/11/03 編集

電話番号 必須

0523249803 編集

申請者の住民登録地の確認

申請者（届出者）の郵便番号 必須

4608626 編集

住所（都道府県・市区町村・町名） 必須

愛知県名古屋市中区正木二丁目 編集

ナンバープレートの番号 必須 (省略)

名古屋 58 N 7 5 8 編集

納税義務者 必須

申請者（届出者）と同じ 編集

主たる定置場 必須

納税義務者の住所（または所在地）に同じ 編集

確認 車両の乗り換え 任意

名古屋 58 N 7 5 8 4 編集

身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等

交付されている手帳 必須

身体障害者手帳 編集

身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等

身体障害者手帳を交付されている方は、どなたですか。 必須

納税義務者 編集

該当する障害を選択してください。 必須

心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害 編集

心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害 必須

心臓機能障害（1級、3級及び4級） 編集

この内容で申請する

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら（申請詳細）](#) からご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらい満足いただけましたか？

不満足 満

ご感想 任意

オンライン手続きの良かった点や、今後オンラインをより良いものにするための改善点などを聞かせてください。

記載内容はご感想やご意見に限らせていただき、質問に対する回答はおこなっておりません。ご質問や申請内容に関する補足は、名古屋市へお問合せください。

利用規約に同意してアンケートを送信する

回答結果は、オンライン手続きを改善するために運営する株式会社グラフィアーと名古屋市から提供いたします。 [アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)

noreply@mail.graffer.jp
宛先: Nagoya.taro@city.nagoya....

名古屋市 軽自動車税（種別割）課税免除の届出について

以下の届出データの送信が完了したことをお知らせします。

=====

■ 申告の種類
名古屋市 軽自動車税（種別割）課税免除届出フォーム

■ 申告日時
20**・07-07 07:07:07

■ 申告管理番号
1461-3509-12**-1234***

○ 申告の詳細は、以下のURLからご確認ください。
https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/1461350912**1234***

=====

●通知メール

入力を終えデータを送信すると、ログインで使用したメールアドレスに確認メールが届きます。送信内容に誤りがあった場合は、金山市税事務所の軽自動車税担当（052-324-9803）へ連絡してください。

また、入力内容に不備があった場合、修正を依頼する通知メールを送信します。発送通知が届くまでは、受信するメールに注意してください。

なお、通知メールは、送信専用アドレスです。返信いただいても受信できかねます。

●入力データの送信

「この内容で申請する」を押下すると、入力内容が名古屋市へ送信されます。

最短で、翌日には内容の審査を開始します（土日祝日を除きます。）。

6

名古屋市のオンライン申請についてのお問い合わせ先

担当 金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）

郵便番号：460-8626

所在地：名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）

電話番号：（052）324-9803

メールアドレス：a3249803@zaisei.city.nagoya.lg.jp

※電子メールに関しては常時受け付けますが、回答までに日数がかかる場合があります。

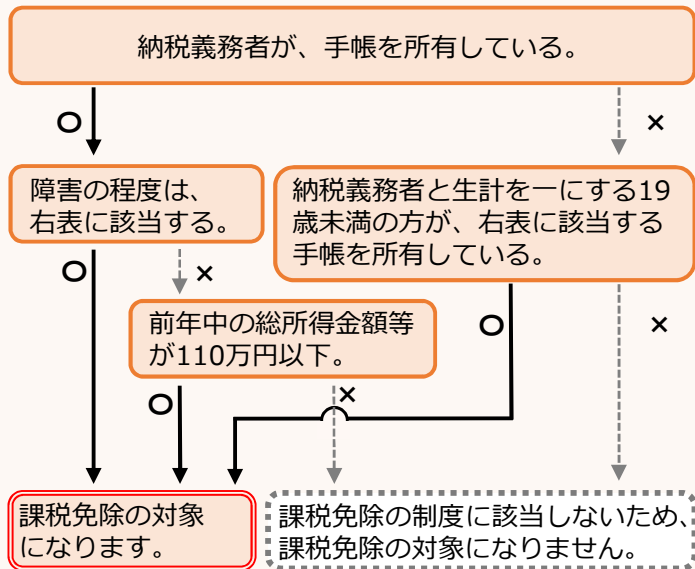
お急ぎの場合は、電話にてお問い合わせください。

※電話による相談は、月曜日から金曜日(祝日および休日を除く)の午前8時45分から午後5時15分まで受け付けています。

(別紙) 名古屋市市税減免条例施行細則 抜粋

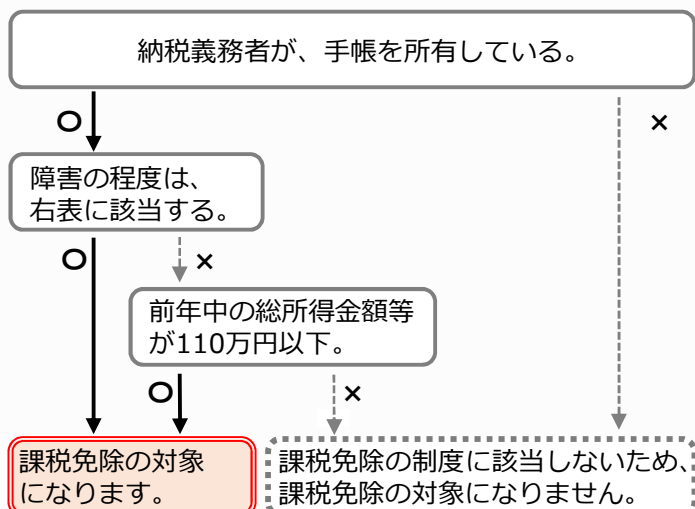
★フロー内の記号：設問に対して該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」を進んでください。

○身体障害者手帳をお持ちの方



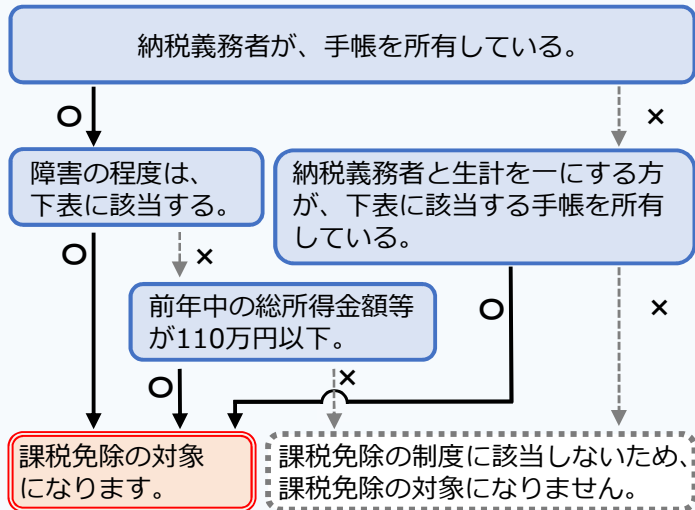
障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級 移動機能 1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
腎臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる肝臓機能障害	1級から4級までの各級
肝臓の機能障害	1級から4級までの各級

○戦傷病者手帳をお持ちの方



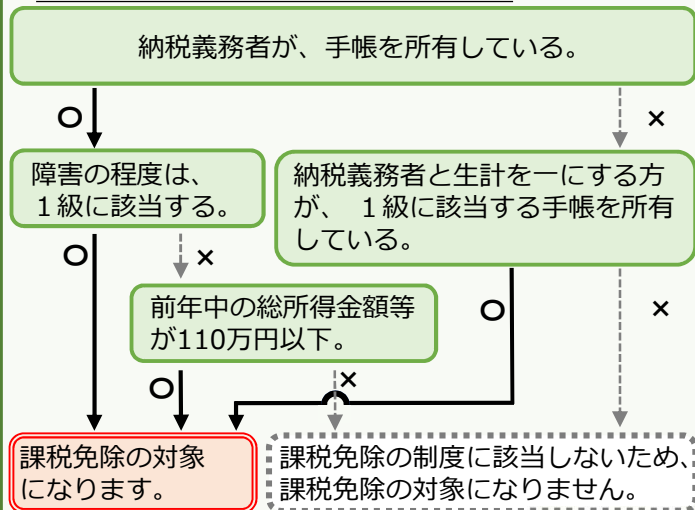
障害の区分	恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3の上欄に定める程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

○愛護(療育)手帳をお持ちの方



	愛護手帳	療育手帳
判定	1度A、2度A、3度A	A

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



★判断に困った場合は、ご相談ください。

(担当課)

金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当)

電話番号 052-324-9803

メールアドレス a3249803@zaisei.city.nagoya.lg.jp

